

行政庁による士業の懲戒比較表

士業	弁理士	弁護士	公認会計士	税理士
懲戒事由	<p>弁理士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき (弁理士法第32条)</p> <p>特許業務法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるとき (弁理士法第54条)</p>	<p>行政庁による懲戒規定はない。</p>	<p>公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合 公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合 監査法人が虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合において、当該証明に係る業務を執行した社員である公認会計士に故意又は相当の注意を怠つた事実があるとき (公認会計士法第30条) 虚偽又は不当の証明についての懲戒</p> <p>公認会計士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は第三十四条の二の規定による指示に従わないとき (公認会計士法第31条) 一般の懲戒</p> <p>* 内閣総理大臣は、公認会計士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、当該公認会計士に対し、必要な指示をすることができる。(公認会計士法第34条の2)</p> <p>監査法人が次の各号のいずれかに該当するとき (公認会計士法第34条の2第2項) 社員の故意により、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明したとき。 社員が相当の注意を怠つたことにより、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明したとき。 この法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるとき。 前項の規定による指示に従わないとき。</p> <p>* 監査法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は監査法人の行う第二条第一項の業務の運営が著しく不当と認められる場合において、同項の業務の適正な運営を確保するために必要であると認めるときは、当該監査法人に対し、必要な指示をすることができる。(公認会計士法第34条の2第1項)</p>	<p>税理士が、故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第三十六条の規定に違反する行為をしたとき 税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたとき (税理士法第45条) 脱税相談等をした場合の懲戒</p> <p>前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第三十三条の二第一項若しくは第二項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したとき (税理士法第46条) 一般の懲戒</p> <p>税理士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるとき (税理士法第48条の20)</p>
懲戒請求者	何人でも可 (弁理士法第33条)		何人でも可 (公認会計士法第32条)	何人でも可 (税理士法第47条第3項)
懲戒請求先	経済産業大臣 (弁理士法第33条)		内閣総理大臣 (公認会計士法第32条)	財務大臣 (税理士法第47条)
懲戒権者	経済産業大臣 (弁理士法第32条、54条)		内閣総理大臣 (公認会計士法第30、31条)	財務大臣 (税理士法第45、46条)
懲戒処分の公告	官報公告 (弁理士法第36条) (弁理士法第32条)		官報公告 (公認会計士法第34条第3項) (公認会計士法第29条)	官報公告 (公認会計士法第48条) (税理士法第44条)
処分の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・戒告 ・二年以内の業務の停止 ・業務の禁止 <p>(弁理士法第54条) 特許業務法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戒告 ・二年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止 ・解散 		<ul style="list-style-type: none"> ・戒告 ・二年以内の業務の停止 ・登録の抹消 <p>(公認会計士法第30条) 虚偽又は不当の証明についての懲戒 二年以内の業務停止又は登録の抹消 戒告又は二年以内の業務停止 上記 又は の規定に基づく処分</p> <p>(公認会計士法第34条の2第2項) 監査法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戒告 ・二年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止 ・解散 	<ul style="list-style-type: none"> ・戒告 ・一年以内の税理士業務の停止 ・税理士業務の禁止 <p>(税理士法第45条) 脱税相談等をした場合の懲戒 一年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止 戒告又は一年以内の税理士業務の停止</p> <p>(税理士法第48条の20) 税理士法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戒告 ・一年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止 ・解散

士業	司法書士	土地家屋調査士	行政書士	社会保険労務士
懲戒事由	司法書士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき (司法書士法第47条) 司法書士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき (司法書士法第48条第1項、第2項)	調査士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき (土地家屋調査士法第42条) 調査士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき (土地家屋調査士法第43条第1項、第2項)	行政書士がこの法律若しくはこれに基づく命令、規則その他都道府県知事の処分違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があつたとき (行政書士法第14条) 行政書士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分違反したとき又は運営が著しく不当と認められるとき (行政書士法第14条の2第1項、第2項)	(不正行為の指示等を行った場合の懲戒) 社会保険労務士が故意に、真正の事実にして申請書等の作成、事務代理若しくはあつせん代理をしたとき、又は第十五条の規定に違反する行為をしたとき (社会保険労務士法第25条の2第1項) 社会保険労務士が相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたとき (社会保険労務士法第25条の2第2項) 前条の規定に該当する場合を除くほか、社会保険労務士が、第十七条第一項若しくは第二項の規定により添付する書面若しくは同条第一項若しくは第二項の規定による付記に虚偽の記載をしたとき、この法律及びこれに基づく命令若しくは労働社会保険諸法令の規定に違反したとき、又は社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があつたとき (社会保険労務士法第25条の3)一般の懲戒 社会保険労務士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるとき (社会保険労務士法第25条の24)
懲戒請求者	何人でも可 (司法書士法第49条)	何人でも可 (土地家屋調査士法第44条)	何人でも可 (行政書士法第14条の3)	何人でも可 (社会保険労務士法第25条の3の2第2項) 厚生労働大臣 (社会保険労務士法第25条の3の2第2項)
懲戒請求先	当該司法書士又は当該司法書士法人の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長 (司法書士法第49条)	当該調査士又は当該調査士法人の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長 (土地家屋調査士法第44条)	当該行政書士又は当該行政書士法人の事務所の所在地を管轄する都道府県知事 (行政書士法第14条の3)	厚生労働大臣 (社会保険労務士法第25条の3の2第2項)
懲戒権者	その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長 (司法書士法第47条) 司法書士 その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長 (司法書士法第48条第1項) 司法書士法人 その従たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長(前項に規定するものを除く。)ただし、当該違反が当該従たる事務所に係るものであるときに限る (司法書士法第48条第2項) 司法書士法人	その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長 (土地家屋調査士法第42条) 土地家屋調査士 その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長 (土地家屋調査士法第43条第1項) 土地家屋調査士法人 その従たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長(前項に規定するものを除く。)ただし、当該違反が当該従たる事務所に係るものであるときに限る。 (土地家屋調査士法第43条第2項) 土地家屋調査士法人	都道府県知事 (行政書士法第14条) その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事 (行政書士法第14条の2第1項) その従たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事 ただし、当該違反等が当該従たる事務所に係るものであるときに限る。 (行政書士法第14条の2第2項)	厚生労働大臣 (社会保険労務士法第25条の2第1項、第2項)
懲戒処分の公告	官報公告 (司法書士法第51条) (司法書士法第47条)	官報公告 (土地家屋調査士法第46条) (土地家屋調査士法第42条)	当該都道府県の公報をもって公告 (行政書士法第14条の5) (行政書士法第14条)	官報公告 (社会保険労務士法第25条の5) (社会保険労務士法第25条)
処分の種類・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・戒告 ・二年以内の業務の停止 ・業務の禁止 (司法書士法第48条第1項) 司法書士法人 <ul style="list-style-type: none"> ・戒告 ・二年以内の業務の全部又は一部の停止 ・解散 (司法書士法第48条第2項) 司法書士法人 <ul style="list-style-type: none"> ・戒告 ・当該法務局又は地方法務局の管轄区域内にある当該司法書士法人の事務所についての二年以内の業務の全部又は一部の停止 	<ul style="list-style-type: none"> ・戒告 ・二年以内の業務の停止 ・業務の禁止 (土地家屋調査士法第43条第1項) 土地家屋調査士法人 <ul style="list-style-type: none"> ・戒告 ・二年以内の業務の全部又は一部の停止 ・解散 (土地家屋調査士法第43条第2項) 土地家屋調査士法人 <ul style="list-style-type: none"> ・戒告 ・当該法務局又は地方法務局の管轄区域内にある当該調査士法人の事務所についての二年以内の業務の全部又は一部の停止 	<ul style="list-style-type: none"> ・戒告 ・一年以内の業務の停止 ・業務の禁止 (行政書士法第14条の2第1項) <ul style="list-style-type: none"> ・戒告 ・一年以内の業務の全部又は一部の停止 ・解散 (行政書士法第14条の2第1項) <ul style="list-style-type: none"> ・戒告 ・当該都道府県の区域内にある当該行政書士法人の事務所についての一年以内の業務の全部又は一部の停止 	<ul style="list-style-type: none"> ・戒告 ・一年以内の開業社会保険労務士若しくは開業社会保険労務士の使用人である社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士の業務の停止 ・失格処分(社会保険労務士の資格を失わせる処分をいう。) (不正行為の指示等を行った場合の懲戒) (社会保険労務士法第25条の2第1項) <ul style="list-style-type: none"> ・一年以内の開業社会保険労務士若しくは開業社会保険労務士の使用人である社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士の業務の停止 ・失格処分 (社会保険労務士法第25条の2第2項) <ul style="list-style-type: none"> ・戒告 ・一年以内の開業社会保険労務士若しくは開業社会保険労務士の使用人である社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士の業務の停止 (社会保険労務士法第25条の24) 社会保険労務士法人 <ul style="list-style-type: none"> ・戒告 ・一年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止 ・解散

(8 資格を選択した理由) 法律により資格者団体の設立が義務づけられるとともに、資格者団体に加入しなければ当該資格者の業務を行うことができない、強制入会制が採られている士業